

奈良市公報

第 2 1 8 号

平成19年 3 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則……………	1
○奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条 例の施行期日を定める規則……………	3
告 示	
○一般競争入札の実施……………	3
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	4
○市有財産の公売……………	4
○放置自転車等の保管（2 件）……………	6
○住居番号の設定……………	7
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	7
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届 出……………	8
○放置自転車等の保管（2 件）……………	8
○放置自転車等の処分……………	8
○予防接種の実施の一部改正……………	8
○日本脳炎予防接種の実施の一部改正……………	8
○放置自転車等の保管……………	8
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	9
○身体障害者福祉法の規定による指定医の指定辞退…………	9
○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関 の指定……………	9
○放置自転車等の保管……………	9
○開発行為に関する工事の完了……………	10
○道路の位置指定……………	10
○放置自転車等の保管（2 件）……………	10
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	10
○放置自転車等の保管……………	10
○平成18年度奈良市一般会計補正予算の要領……………	11
○道路の位置指定……………	11
○一般競争入札の実施……………	12
○奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス利用者 負担額軽減事業実施要綱の一部を改正する告示……………	12

○放置自転車等の保管……………	13
監 査	
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………	14
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施（2 件）……………	14
消 防	
○奈良市消防通信規程の一部を改正する訓令……………	16
教 育 委 員 会	
○奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱…………	16
選挙管理委員会	
○農業委員会委員選挙人名簿の縦覧……………	17
○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦 覧……………	17
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面 の縦覧……………	17
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集……………	17
正 誤	
○正誤表……………	18

規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成19年 2 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 1 号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の
一部を次のように改正する。

別記第40号様式の（表）中

「 ☐ 配 偶 者 控 除 ☐ 配偶者特別控除 」	を	「 ☐ 配 偶 者 控 除 ☐ 配偶者特別控除 」	に、
--	---	--	----

□ 障 害 者 控 除	氏名				(級)
	氏名				(級)
□ 寡婦(寡夫)控除	年 月 に、		□ 死別 □ 離婚	□ 生死不明 □ 未帰還	
□ 勤 労 学 生 控 除	学校名		学 年 年		

を

専従者控除	氏名	続柄	生年月日	専従者控除額
			明昭 大平	・
			明昭 大平	・

給与所得以外の所得分の納税方法	☐ 特別徴収 (給与から差引き)	☐ 普通徴収 (個人で納付)
-----------------	--	--

☐ 障害者控除	氏名 (級) ・ 障害者控除対象者認定書		☐ 障害者 ☐ 特別障害者
	氏名 (級) ・ 障害者控除対象者認定書		☐ 障害者 ☐ 特別障害者
☐ 寡婦(寡夫)控除	年 月に、		☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還
☐ 勤労学生控除	学校名		学 年 年

専従者控除	氏名	続柄	生年月日	専従者控除額
			明昭 大平	・
			明昭 大平	・

給与所得以外の所得分の納税方法	☐ 特別徴収(給与から差引き) ☐ 普通徴収(個人で納付)
-----------------	---

改め、同様式の(裏)中

1 奈良市内に事務所、事業所又は家屋敷がありますか。(有 ・ 無)	を
2 事務所、事業所又は家屋敷の状況 所在 奈良市	
利用の形態 事務所 事業所 店舗 居住用(自宅、借家、社宅)	

1 奈良市内に事務所、事業所又は家屋敷がありますか。(有 ・ 無)	に、
2 事務所、事業所又は家屋敷の状況(賃貸の場合の契約者 氏名) 所在 奈良市	
利用の形態 事務所 事業所 店舗 居住用(自宅、借家、社宅)	

4 上記に該当しない人は、昨年中の生活費をどうされていましたか。具体的に記入してください。	を

4 上記に該当しない人は、昨年中の生活費をどうされていましたか。具体的に記入してください。	に

改め、同様式の（分離課税等用）中
「 7 変動所得・臨時所得に関する事項

			種目	A収入金額	B必要経費	C青色申告特別控除額	所得金額（A－B－C）
①～⑧ の所得 のうち、 変動所 得・臨 時所得 の金額	変 動	漁獲・のり・ はまち・まだ い・ひらめ・ かき・うなぎ・ ほたて貝・真 珠・真珠貝・ 原稿料・作曲 料・印税		円	円	円	円
	臨 時	権 利 金 補 償 金 契 約 金					

を

削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則の規定は、平成19年度以降の年度分の個人の市民税について適用する。

（平成19年 2 月 7 日揭示済）

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 2 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 2 号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第59号）の施行期日は、平成19年 3 月28日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成19年 2 月 7 日揭示済）

告 示

奈良市告示第49号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 2 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事（公 8 ）北之庄西町一丁目～北之庄町地内ほか43件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成19年 2 月 6 日までは閲覧コーナー、同月 7 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札を除く入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 8 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成19年2月13日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
- 3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
あやめ池南幹線-450	奈良市若葉台四丁目242-3	奈良市若葉台四丁目242-1
都跡幹線-278	奈良市柏木町492-3	奈良市柏木町451-2
東九条幹線-151	奈良市東九条町722-8	奈良市東九条町722-8

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年2月1日揭示済)

- 書又は必要書類が同封されていない入札書
- 9 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成19年2月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。
- 10 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成19年2月7日までに入札参加申請者に通知します。
- 11 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年2月1日揭示済)

奈良市告示第50号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年2月1日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年2月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年2月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市若葉台四丁目、柏木町及び東九条町の各一部

奈良市告示第51号

一般競争入札により次のとおり市有財産を公売するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年2月1日

奈良市長 藤 原 昭

1 公売物件

1 号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市西登美ヶ丘六丁目	1980－1114	雑種地	102㎡	102.36㎡	4,606,000円

2 号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市六条緑町一丁目	1537－55	宅 地	160.25㎡	160.25㎡	7,692,000円

3 号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市六条緑町二丁目	1537－238	宅 地	600.75㎡	600.17㎡	21,606,000円

4 号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市四条大路南町	439－4	宅 地	513.42㎡	513.42㎡	127,649,000円
奈良市四条大路南町	2001－1	宅 地	1,235.20㎡	1,235.20㎡	

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 成年被後見人

イ この入札による不動産の取得に関し親権者又は後見人の同意を得ない未成年者

ウ この入札による不動産の取得に関し保佐人の同意を得ない被保佐人

エ 不動産の取得に関し同意権付与の審判を受けた被補助人で、この入札による不動産の取得に関し補助人の同意を得ないもの

オ 破産者で復権を得ないもの

(2) 市町村税完納者でない者

(3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 競争入札において、落札し、契約の締結をしない者

キ 上記ア～カのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、

支配人その他の使用人として使用した者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

3 契約条項及び入札案内書等を示す日時及び場所

(1) 日時 平成19年 2 月 1 日（木）から平成19年 2 月 16 日（金）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 総務部管財課（北棟 5 階）

4 入札申込受付の日時及び申込方法

(1) 日時 平成19年 2 月 1 日（木）から平成19年 2 月 20 日（火）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後

5時まで

郵送により申込みを行う場合は、平成19年2月20日（火）必着

- (2) 申込方法 持参又は郵送（簡易書留又は配達記録郵便に限る）

持参の場合

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部管財課（北棟5階）

郵送の場合

【送り先】〒630-8580 奈良市役所内郵便局留

奈良市役所 総務部 管財課

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成19年3月5日（月）
（入札時間） 1号物件 午前9時30分から
2号物件 午前10時00分から
3号物件 午前10時30分から
4号物件 午前11時00分から
- (2) 開札の日時 入札締め切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 北棟5階 第21会議室

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、物件ごとに入札金額の100分の5以上に相当する金額を、入札当日の受付時に銀行振出小切手（奈良手形交換所に加盟する金融機関が振り出す保証小切手で、発行日から14日以内のものに限る。）で納付してください。この入札保証金を返還する場合は利息を付しません。なお、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属します。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札保証金を当日持参しない者による入札
- (5) 入札保証金が不足する入札
- (6) 入札書に入札金額、入札物件の表示又は記名押印を欠く入札
- (7) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (8) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (9) 入札に関し、連合等の不正行為をした者の入札
- (10) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (11) 入札金額を訂正した入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は市有財産公売公告及び案内書を熟読のうえ入札してください。
- (2) 入札時間に遅れた者は入札に参加できません。
- (3) 入札会場への入場は入札者又はその代理人のみとし

ます。

- (4) 代理人が入札する場合は必ず入札前に委任状を提出してください。
- (5) 入札書は所定の入札書により入札者又はその代理人自ら入札箱に投函してください。
- (6) 入札締め切り後は入札することができません。
- (7) 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。

9 条件

- (1) 物件は現状のままとします。
- (2) 取得した物件の利用に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）第3条、第8条及び第9条を遵守してください。
- (3) 売買物件を次の用途に供さないでください。
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する事務所
ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所
- (4) 土地利用等については、関係機関及び周辺自治会等と十分協議を行い、建築物を建築するときは、自然景観及び地域内景観の保持に配慮して下さい。

10 契約の締結

落札者は、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約保証金（落札金額の100分の10以上）を納入し、契約書その他必要な書類を提出してください。

なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札案内書によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

（連絡先）奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部管財課 電話 0742-34-4724

（平成19年2月1日揭示済）

奈良市告示第52号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年2月1日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成19年 2 月 1 日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288－1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742－34－1111代表
(平成19年 2 月 1 日揭示済)

奈良市告示第53号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 2 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 2 月 2 日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成19年 2 月 2 日揭示済)

奈良市告示第54号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成19年 2 月 5 日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成19年 2 月 5 日揭示済)

奈良市告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成19年 2 月 5 日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
香梅苑指定居宅介護支援事業所	奈良市月ヶ瀬尾山817－ 5	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成18年 9 月 1 日
社会福祉法人 広瀬福祉会	奈良市月ヶ瀬尾山817－ 5		
サン薬局 西大寺南店	奈良市西大寺国見町一丁目 1		
株式会社 関西メディコ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目14－12	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成19年 1 月 4 日 平成19年 1 月 4 日
ソワン訪問介護センター	奈良市学園新田町3219－ 1 パ ルムドール学園前参番館 B		
株式会社 山岡産業	奈良市学園北一丁目13－ 8		
ソワン訪問介護センター ケアプラン部	奈良市学園新田町3219－ 1 パ ルムドール学園前参番館 B	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成19年 1 月18日
株式会社 山岡産業	奈良市学園北一丁目13－ 8		

(平成19年2月5日揭示済)

奈良市告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年2月5日

奈良市長 藤原 昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	介護総合センターゆりかご 訪問介護事業所	奈良市手貝町53-1	株式会社ジェントル	平成18年11月1日
新	「ゆりかご」	奈良市手貝町53-1	株式会社ジェントル	

(平成19年2月5日揭示済)

奈良市告示第57号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年2月5日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年2月5日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年2月5日揭示済)

奈良市告示第58号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年2月6日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年2月6日
- 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年2月6日揭示済)

奈良市告示第59号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59

年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成19年2月6日

奈良市長 藤原 昭

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成19年2月20日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成18年11月2日、同月6日から同月10日まで、同月13日から同月14日まで、同月16日から同月17日まで、同月20日から同月22日まで、同月24日

(平成19年2月6日揭示済)

奈良市告示第60号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年2月7日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成19年2月7日揭示済)

奈良市告示第61号

平成18年奈良市告示第405号（日本脳炎予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年2月7日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成19年2月7日揭示済)

奈良市告示第62号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年2月7日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年 2 月 7 日
- 移動対象区域
J R 奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 2 月 7 日揭示済)

奈良市告示第63号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成19年 2 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
寺崎豊博	寺崎クリニック	南城戸町67	泌尿器科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成18年12月27日
高野右嗣	おかたに病院	青山七丁目50		

(平成19年 2 月 7 日揭示済)

奈良市告示第64号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、指定医がその指定を辞退したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第4条の規定により次のとおり告示します。

平成19年 2 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
川上隆	高の原中央病院	右京一丁目3-3	泌尿器科（じん臓機能障害ぼうこう又は直腸機能障害）	平成19年1月1日

(平成19年 2 月 7 日揭示済)

奈良市告示第65号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年 2 月 1 日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年 2 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関名	薬剤師氏名	所在地
さくら通り薬局	駒井壽美	小西町2-1 ジャパンドビル1F
バンビ薬局	小倉真美	船橋町55-1
吉田薬局	吉田育弘	西木辻町27
松本薬局	松本智子	南城戸町12
クルミ薬局	芳崎留美子	学園北1-11-4
とみお薬局	向山陽久	富雄元町2-3-22-1
杉本薬局	杉本順子	中辻町69
薬局セブンファーマシー朱雀店	七海陽子	朱雀六丁目21-8
奈良会営薬局	水本けい子	紀寺町767-8
サン薬局西ノ京店	笹西丈仁	六条三丁目15-5
サン薬局西大寺店	中越抄環	秋篠早月町9 秋篠サンパレス1-103
サン薬局奈良店	中千恵	花芝町29
サン薬局高の原店	杉浦清孝	右京四丁目14-33
サン薬局宝来店	山田貴美子	宝来三丁目16-4
スマイル薬局神功店	徳山陽子	神功三丁目7-31
薬局永井ファーマシー	枝文子	北之庄町8-17
ニヶ辻マルゼン薬局	東徹	尼辻西町6-6
きらら薬局	松岡俊明	菅原町37-1
有愛薬局	中川昭子	今小路町23
株式会社今小路薬局西大寺店	長井真澄	西大寺南町2-28マンションオカザワ1-D
あすなろ薬局	花戸純	学園北一丁目13-8

(平成19年 2 月 7 日揭示済)

奈良市告示第66号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 2 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年 2 月 8 日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年2月8日揭示済)

奈良市告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年2月8日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成17年8月31日 奈良市指令都整開第05A-17号

平成19年1月9日 奈良市指令都整開第05A-17-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年2月8日 第1038号

(2) 公共施設 平成19年2月8日 第454号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南二丁目1205番地の16、1205番地の67及び1205番地の68

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門五丁目12番12号

松栄不動産株式会社

取締役社長 宇都宮 敬

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市あやめ池南二丁目1205番地の67及び1205番地の68

(平成19年2月8日揭示済)

奈良市告示第68号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年2月8日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良県北葛城郡河合町池部151番地の1
申請者氏名	洋国開発株式会社 代表取締役 岡本 至且
道路の位置	奈良市北永井町501番地の2及び503番地の各一部
道路の幅員	最大6.0m 最小6.0m
道路の延長	54.20m
指定年月日	平成19年2月8日
指定番号	第18016号

(平成19年2月8日揭示済)

奈良市告示第69号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年2月9日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年2月9日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年2月9日揭示済)

奈良市告示第70号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年2月13日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年2月13日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年2月13日揭示済)

奈良市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年2月13日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市須川町2248番地	奈良市須川町2120番地

2 変更の年月日

平成18年4月1日

(平成19年2月13日揭示済)

奈良市告示第72号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 2 月14日
奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 2 月14日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 2 月14日揭示済)

奈良市告示第73号

平成19年 2 月14日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第 2 項の

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		3,248,158 千円	31,000 千円	3,279,158 千円
	3 県 委 託 金	106,102	31,000	137,102
歳 入 合 計		135,049,376	31,000	135,080,376

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,433,629 千円	31,000 千円	13,464,629 千円
	5 選 挙 費	111,917	31,000	142,917
歳 出 合 計		135,049,376	31,000	135,080,376

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限 度 額
知 事 選 挙 費	平成18年度から 平成19年度まで	12,100 千円

2 変更分

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県議会議員選挙費	平成18年度から 平成19年度まで	16,100 千円	平成18年度から 平成19年度まで	18,200 千円

(平成19年 2 月14日揭示済)

奈良市告示第74号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築

規定により別紙のとおり公表します。

平成19年 2 月14日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 平成18年度奈良市一般会計補正予算（第 6 号）
平成18年度奈良市一般会計補正予算（第 6 号）
平成18年度奈良市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135,080,376千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)
第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年 2 月15日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	東大阪市稲田本町三丁目6番24号
申請者氏名	株式会社 神名 代表取締役 大浦 一憲
道路の位置	奈良市神殿町410番地の1
道路の幅員	最大5.0m 最小5.0m
道路の延長	37.53m
指定年月日	平成19年2月15日
指 定 番 号	第18019号

(平成19年2月15日揭示済)

奈良市告示第75号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成19年2月15日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

交通安全施設整備工事(北之庄西町二丁目地内他7箇所南部第253号線他7路線)ほか2件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評価値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所**(1) 日時**

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成19年2月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年2月20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定**(1) 審査機関**

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年2月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課工事入札係

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年2月15日揭示済)

奈良市告示第76号

奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス利用者負

担額軽減事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年 2 月15日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス利用者負担額軽減事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス利用者負担額軽減事業実施要綱（平成18年奈良市告示第706号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス等利用者負担額軽減事業実施要綱

第 1 条中「における障害福祉サービス」の次に「又は障害児支援施設（以下「障害福祉サービス等」という。）」を加え、「、障害福祉サービス」を「、障害福祉サービス等」に改める。

第 2 条中「又は市町村」を「、市町村」に改め、「社会福祉事業体」の次に「又は独立行政法人国立病院機構」を加える。

第 3 条を次のように改める。

（制度対象費用）

第 3 条 軽減制度の対象となる費用は、次に定める費用とする。

(1) 居宅で生活をする者（グループホーム及びケアホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練及び継続的短期滞在型生活訓練を受けている者を除く。）が次に定めるサービスを利用した場合の定率負担分

ア 訪問系サービス（法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。）

イ 日中活動サービス（法に基づく児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援をいい、就労継続支援 A 型において事業者の負担により利用者負担の軽減措置を実施している場合を除く。以下同じ。）

ウ 法附則第21条第 1 項に規定する指定旧法施設支援（入所によるものを除く。以下「通所による指定旧法施設支援」という。）

(2) 20歳未満の者であって、指定療養介護事業所、指定障害者支援施設又は法附則第21条第 1 項に規定する特定旧法指定施設（通所による支援を行うものを除く。）に入所又は入院している者に対して提供される日中活動サービス、療養介護（療養介護医療に係るものを除く。）若しくは施設入所支援又は障害児施設支援（障害児施設医療に係るものを除く。）に係る定率負担分

第 4 条第 2 号中「通所サービス提供施設におけるサービス及び児童デイサービス」を「日中活動サービス及び通所による指定旧法施設支援」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定知的障害児施設等における指定施設支援（通所事業によるものに限り、障害児施設医療に係るものを除く。以下「通所による指定障害

児施設支援」という。）を受けた者の負担上限月額、前項各号に定める額の範囲内で市長が別に定める。

第 5 条第 3 項を次のように改める。

3 前 2 項の場合において、低所得 2 の者について、日中活動サービス又は通所による指定旧法施設支援と訪問系サービスを組み合わせる場合の負担上限月額は、事業ごとに軽減したうえで、当該軽減後の額を合算した額を負担上限月額とする。ただし、12,300円を上限とする。

第 8 条第 2 項中「障害福祉サービス受給者証の」の次に「該当欄又は」を加える。

第 9 条第 1 項中「又は政令指定都市若しくは中核市の市長」を削る。

第10条を次のように改める。

（公費助成対象額）

第10条 市長は、軽減制度を実施する法人（独立行政法人国立病院機構を除く。）がこの要綱に基づき対象者に係る利用者負担額の軽減を行ったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。

(1) 事業所における年間の軽減額が、本来受領すべき利用者負担額（軽減制度の対象とならない者の利用額を含む。以下同じ。）の100分の 5 以内の場合

事業所における年間の軽減額に 2 分の 1 を乗じた額

(2) 事業所における年間の軽減額が、本来受領すべき利用者負担額の100分の 5 を超える場合

次の額の合計額

ア 本来受領すべき利用者負担額の100分の 5 に 2 分の 1 を乗じた額

イ 事業所における年間の軽減額から本来受領すべき利用者負担額に100分の 5 を乗じた額を控除した額に 4 分の 3 を乗じた額

2 前項の規定により助成する額の算定は、事業所単位で行い、軽減制度同一管理事業所であっても、それぞれの事業所で算定するものとする。

別表備考第 2 項中「ただし」の次に「、工賃等の収入がある場合は、年間の工賃等収入額から28万 8 千円を限度として控除することができる。また」を加え、「控除して認定できる」を「控除することができる」に改める。

別記第 1 号様式中「障害福祉サービス利用者負担額」を「障害福祉サービス等利用者負担額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年 2 月15日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス等利用者負担額軽減事業実施要綱の規定は、平成18年10月 1 日以後に提供された障害福祉サービス等に係る利用者負担額の軽減について適用する。

（平成19年 2 月15日掲済済）

奈良市告示第77号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年2月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年2月15日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年2月15日掲示済)

監 査

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年2月1日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 幾田 邦夫
同 米澤 保

月ヶ瀬行政センター

庶務課

監査結果公表日 平成18年12月27日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日 平成19年1月16日

[監査の結果]	[措置の内容]
月ヶ瀬温泉使用料及び売店等売上収入については、月ヶ瀬温泉名義の通帳に保管され、1か月分をまとめて翌月に指定金融機関に振り込まれていた。 収納された現金については、月ヶ瀬温泉名義の通帳に保管することなく、会計規則第9条に基づき、速やかに指定金融機関等に払い込みの手続きをされたい。	月ヶ瀬温泉使用料及び売店等収入については、一括して速やかに指定金融機関に振り込み致します。

指令課

監査結果公表日 平成18年12月27日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日 平成19年1月9日

[監査の結果]	[措置の内容]
指令業務用消耗品の購入において、同一の物品を、同一業者に対し、短期間のうちに3万円未満で分割発注されていた。適正な事務処理をされたい。	今後は、同一の物品を、同一業者に対し、短期間のうちに分割発注することのないよう、指摘を受けました消耗品にかかわらず全ての執行において適正な事務処理に努めます。

(平成19年2月1日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第4号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成19年2月1日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

- 1 入札に付する事項
舗装工事、市内柳生下町地内他5件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年 2 月 6 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年 2 月 7 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成19年 2 月 1 日揭示済）

奈良市水道局告示第 5 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 2 月15日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内中町地内他 6 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24 年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりな

れた2以上の入札

- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
(9) 入札金額を訂正した入札
(10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
(2) 入札書の到達期限 平成19年2月26日
(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
(4) 郵便入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
エ 入札書に記名押印のない入札
オ 入札金額を訂正した入札
カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年2月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

10 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (2) 入札参加者の決定通知
平成19年2月21日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
(3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成19年2月15日揭示済）

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員

奈良市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年2月9日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防通信規程の一部を改正する訓令

奈良市消防通信規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（携帯電話等からの119番通報接続）

第12条 携帯電話等からの119番通報については、携帯電話等から消防機関への119番通報の接続に関する覚書（平成17年11月30日締結）に定める。

附 則

この訓令は、平成19年2月9日から施行する。

（平成19年2月9日揭示済）

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第2号

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年2月9日

奈良市教育委員会

委員長 植松滋子

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱（趣旨）

第1条 この要綱は、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、教育委員会の指定する指定管理者に係る奈良市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。（所掌事務）

第2条 委員会は、指定候補者の選定についての審査その他指定候補者の選定に関し教育委員会が必要と認める事項を所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、指定候補者の選定ごとに設置し、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。この場合において、指定管理者を公募により指定しようとするときは、第2号に掲げる者が委員の半数を超えないものとする。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する部の長その他の市職員
- (3) その他教育委員会が適当と認める者
- 3 委員が公職にあることにより委嘱され、又は任命された場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。
- 4 前項に規定する場合を除き、委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該指定候補者の選定についての審査が終了したときまでとする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、任期中であっても解嘱し、又は解任することができる。
- (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- (審査)

第5条 委員会の審査は、委員長が会議を招集して行う。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は教育委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議は、公開しないものとする。

(審査の基準)

第6条 委員会は、条例第4条第1項に規定する選定の基準に従い、指定候補者の選定について審査しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の審査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年2月9日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成19年1月1日現在で調製した奈良市農業委員会委員

選挙人名簿を、平成19年2月23日から平成19年3月9日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年2月9日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成19年2月9日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

平成19年3月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年3月3日から平成19年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年2月9日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成19年2月9日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第4号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年3月3日から平成19年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年2月9日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成19年2月9日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第2号

奈良市農業委員会平成19年2月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成19年2月6日

奈良市農業委員会

農地部長 奥谷勝紀

記

- 1 日時
平成19年2月15日(木) 午前10時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 審議案件
- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (6) 水田利用転換届出について
 - (7) 農業生産法人の要件確認について
 - (8) 知事許可について(1月許可分)
 - (9) 非農地証明について(1月分)
- (平成19年2月6日揭示済)

正 誤

平成19年2月1日付け奈良市公報第217号

ページ	段	行	誤	正
6	右	44	(青垣台一丁目地内他3箇所中町六条線)	(青垣台一丁目地内他3箇所中町六条線) ほか33件